

長野県人権尊重の社会づくり条例の制定と 長野市人権を尊び明るい長野市を築く条例の改正について

1 県条例について

趣旨

全ての人が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、人権が尊重される社会づくりに関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた施策の基本となる事項を定めることにより、人権が尊重される社会づくりを総合的かつ計画的に推進する

背景

- 県は、これまで、「長野県人権政策推進基本方針」（H22 策定）に基づき、人権教育及び人権啓発を柱とした人権政策を推進。
- 一方、基本方針の策定から16年が経過し、情報化及び国際化の進展等に伴うインターネット上の誹謗中傷やヘイトスピーチや、災害の発生、感染症のまん延などの緊急時における人権課題の顕在化など、近年、人権課題を取り巻く状況は多様化・複雑化しており、これらの新たな人権課題に対応する必要がある。

主な内容

項目	内容
1 人権侵害行為の 禁止 (インターネット を通じて行われる ものを含む)	(1) 【差別的取扱い又は差別的言動の禁止】 ➢ 人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、社会的身分、被差別部落の出身であること、障がい、感染症等の疾病、職業その他の事由を理由とする差別的取扱い又は差別的言動を禁止
	(2) 【他人の権利利益を侵害する行為の禁止】 ➢ 誹謗中傷、いじめ、虐待、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、プライバシーの侵害、アウティングその他の他人の権利利益を侵害する行為を禁止
2 人権侵害行為 からの救済体制 等	(1) 【相談体制】 ➢ 人権に関する各般の問題に対する相談体制を整備
	(2) 【長野県人権オンブズパーソンを核とした救済体制の構築】 ➢ 人権侵害行為に対し、専門家等で構成する「長野県人権オンブズパーソン」による救済体制を構築 ※相談を直接受理し、単独かつ職権で調査可能といった特性を持つ「オンブズマン」制度を参考に設置 ➢ 長野県人権オンブズパーソンが、人権侵害行為を受けた者からの救済申立てを受け、調査の上、知事に対し加害者へ必要な措置の是正要請を行うよう勧告。知事は加害者への是正要請を行う。
	(3) 【インターネット上の誹謗中傷等への対応】 ➢ インターネット上の誹謗中傷等について、同和地区に関する識別情報に加え、その他の誹謗中傷等に対しても、長野県人権オンブズパーソンからの勧告を受け、知事から事業者への削除要請を行う。

施行期日

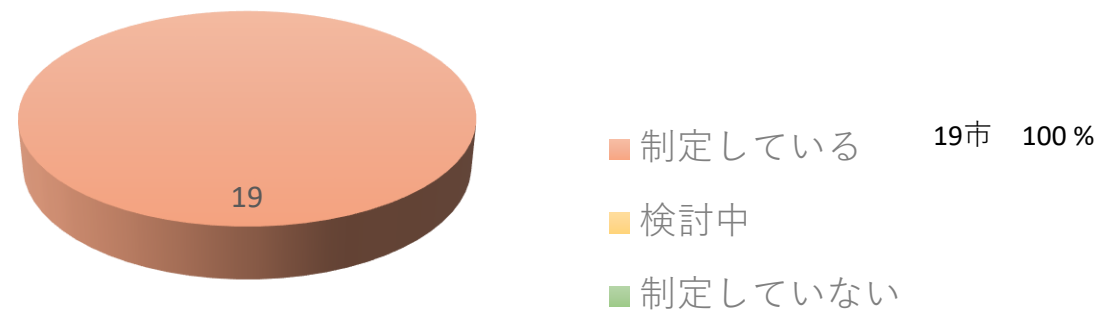
公布の日（ただし、2(2)及び(3)は令和9年4月1日から施行）

2 市条例と県条例の比較について

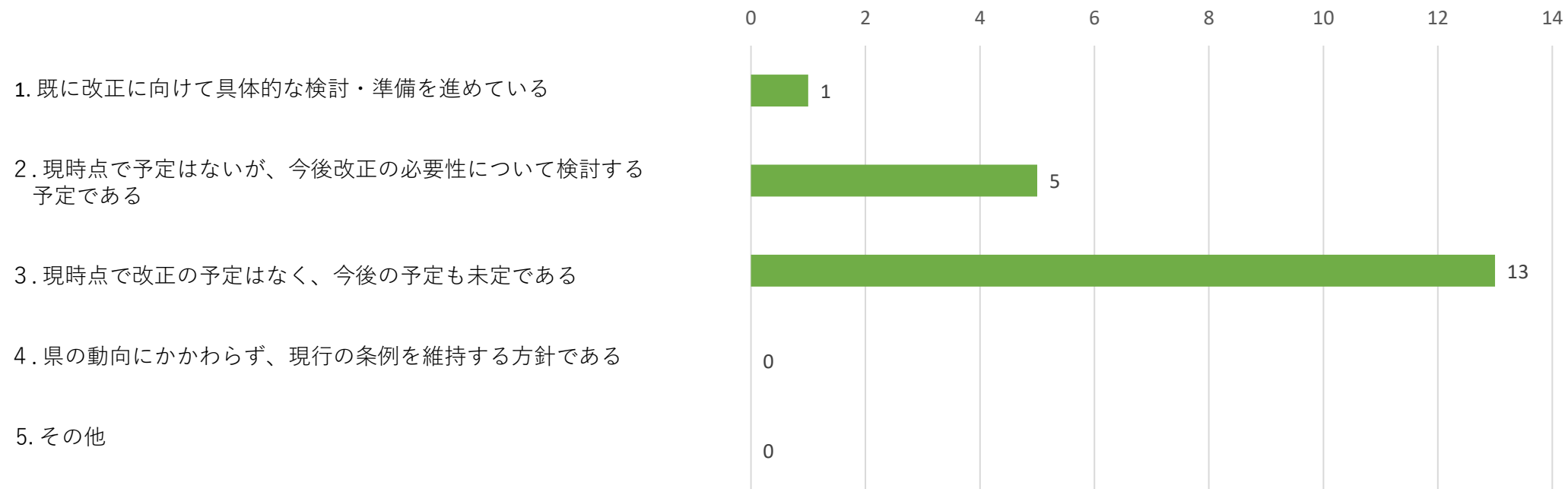
比較項目	市条例	県条例
条例の性格	部落解放都市宣言の精神に基づく、啓発・教育中心の理念条例	理念の共有に加え、人権侵害の禁止や救済措置を含む政策実効の条例
住民等の責務	市や市民の責務に限り設けている。	県や県民に求める責務のほか、事業者の責務を設けている。
基本方針	人権政策の基本的な考え方や方向性を示す「長野市人権政策推進基本方針（H25年2月策定）」を条例に位置付けていない。	人権政策の基本的な考え方や方向性を示す「長野県人権政策推進基本方針（H22年2月策定）」を条例に位置付ける。
禁止行為	市民の責務において、「自ら差別及び差別を助長する行為をしないよう努めなければならない。」に留めている。	より具体的に禁止される人権侵害行為（差別的取扱い・言動、権利利益の侵害（ネット上の誹謗中傷含む）を明文化した。
救済・相談体制	「長野市人権政策推進基本方針」に基づき、心配ごと悩みごと人権相談室、LGBTQ（性の多様性）相談室、インターネット上の誹謗中傷に関する相談室及び犯罪被害者等支援総合的対応窓口を設けて、相談者に寄り添いながら助言や適切な支援機関等へつなげている。	人権侵害を受けた方を救済・支援する仕組みの規定で主な柱は、県による幅広い相談窓口の整備、ネット上の誹謗中傷や差別書き込みに対するプロバイダ等への削除要請を行う。また、中立な専門機関「人権オンブズパーソン」の設置により、知事から独立した公平な立場から人権侵害の実態を調査し、必要に応じて是正勧告や改善要望を行うことで、迅速な県民救済を図る体制を定めている。
インターネット上の誹謗中傷対応	「インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例（R5年10月施行）」を制定し、被害者への支援を行っている。	第23条で、インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害の防止を目的に、リテラシーの向上を図る研修会や講演会を開催するほか同和地区に関する情報についてインターネット事業者に対し「削除要請」を行う強い権限が設けられている。

3 県内19市の状況について(18市へのアンケート結果)

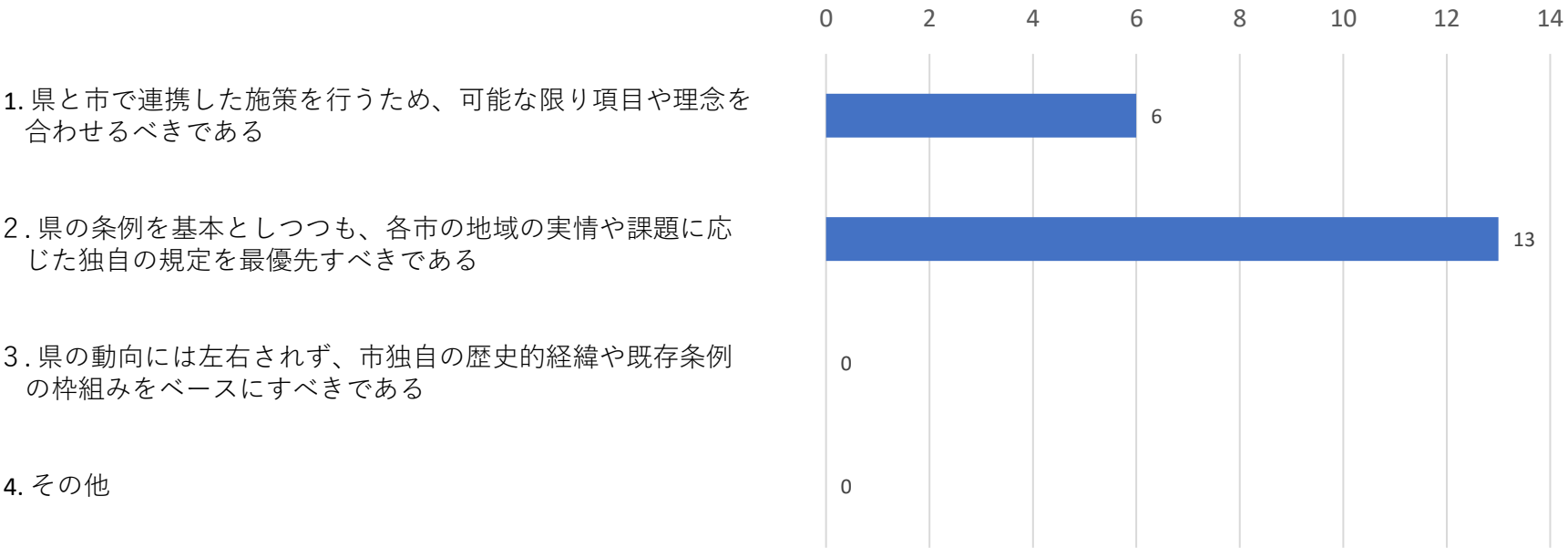
Q1 貴市は、人権に関する条例を制定されていますか。



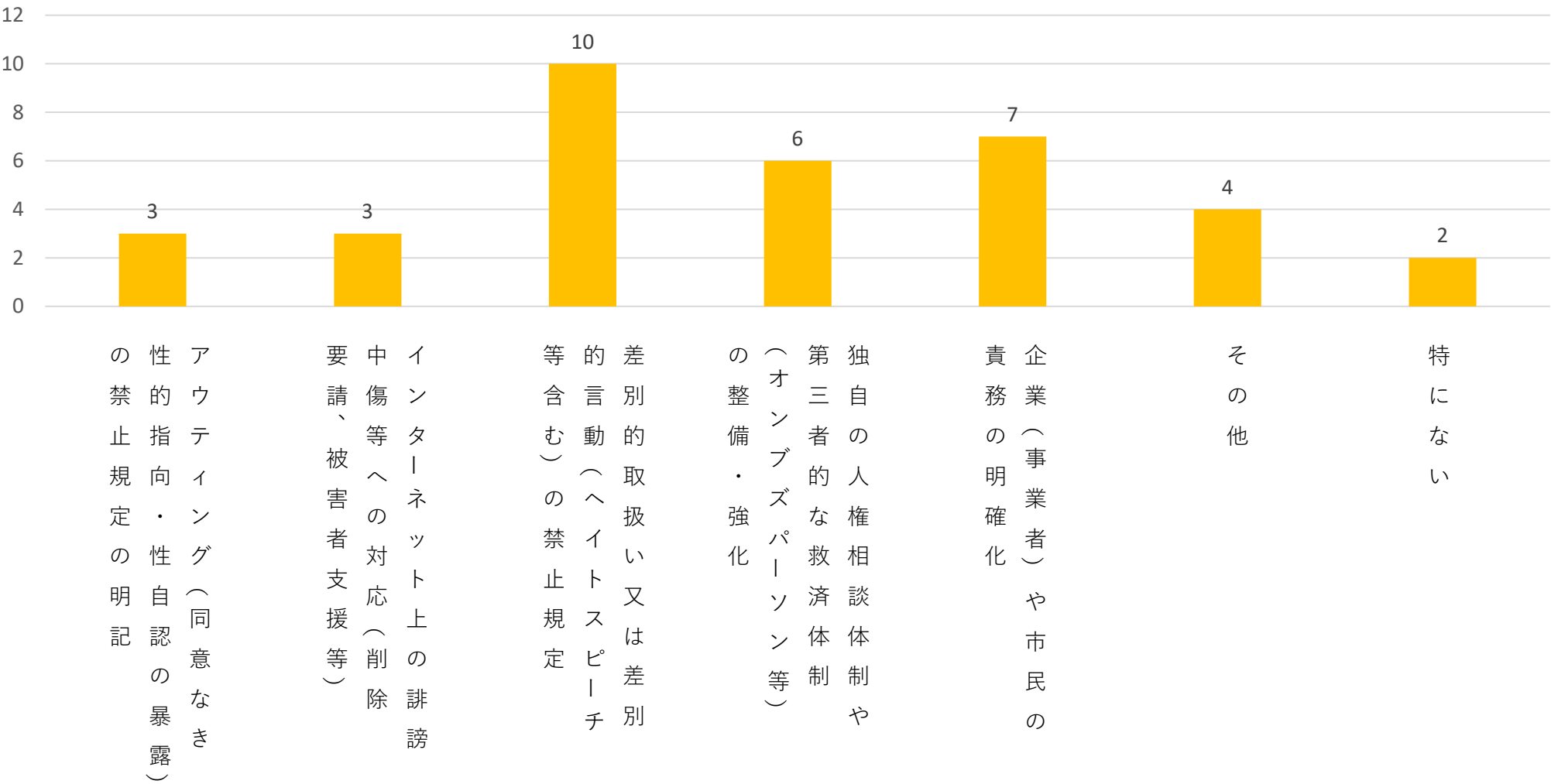
Q2 貴市における独自の人権条例の改正について、最も当てはまるものを1つお選びください。



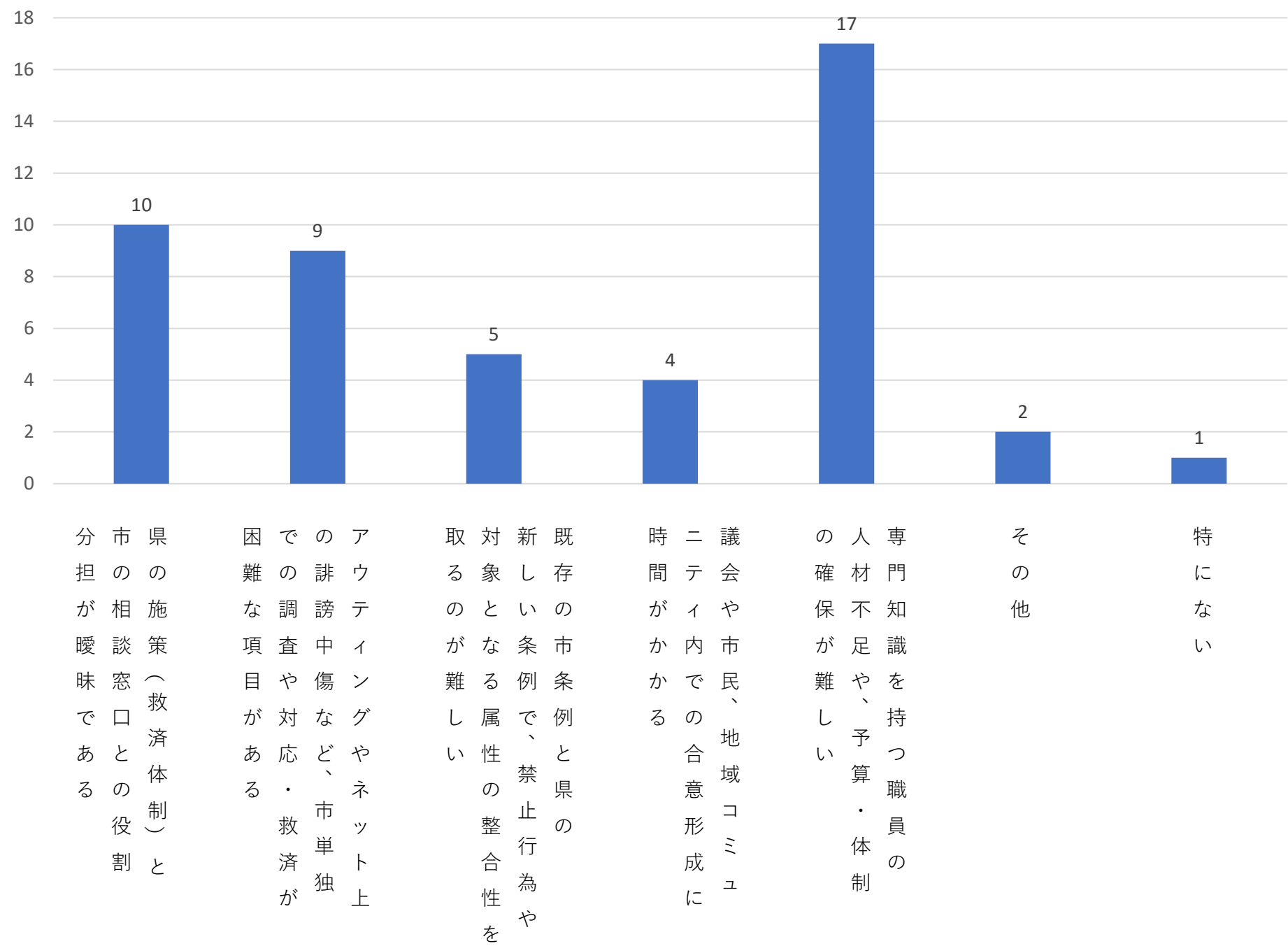
Q3 県条例への「足並み（整合性）」の必要性について、最も当てはまるものを1つお選びください。



Q4 貴市の条例で追加・強化を検討する項目はどれですか。該当するものをお選びください(複数可)。



Q5 条例改正（または現状維持）を検討する上での課題や懸念点がありますか(複数可)。



Q6 現在の貴市での議論の状況など、ご自由にご記入ください。

- ・多くの市では人権に関する条例を既に複数制定しており、現時点では改正の予定はないものの、今後は県条例との整合性や他市町村の動向を注視し、必要に応じて改正の議論を進めていく。
- ・県条例の制定に伴い、市の財政負担が増加する場合には、県に対して十分な財政的支援を要請していく考えである。